肺がん検診精度管理調査 （県）

表3

1．生活習慣病検診等管理指導協議会の組織・運営（令和4年度実施分）

(1) 肺がん部会は、保健所、医師会及び肺がん検診に関連する学会に所属する学識経験者、臨床検査技師、診療放射線技師等肺がん検診に係わる専門家によって構成されているか	○
(2) 肺がん部会は、市区町村が策定した検診実施計画/検査体制等について検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会、検診機関、精密検査機関等と調整を行っているか	○
(3) 年に1 回以上、定期的に肺がん部会を開催しているか	○
(4) 年に1 回以上、定期的に生活習慣病検診等従事者講習会を開催しているか	○

2．受診者数・受診率の集計

	集団	個別
(1) 令和4年度の対象者数（推計でも可）を把握しているか	○	○
(2)令和2年度の受診者数・受診率を集計しているか	○	○
(2-a) 令和2年度の受診者数・受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	○	○
(2-b) 令和2年度の受診者数・受診率を市区町村別に集計しているか	○	○
(2-c) 令和2年度の受診者数を検診機関別に集計しているか	○	×
(2-d) 令和2年度の受診者数を過去の検診受診歴別に集計しているか注1)	○	○

3．要精検率の集計（令和2年度検診分）

※いずれも胸部X線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者別に集計すること

	集団	個別
(1)要精検率を集計しているか 注2)	○	○
(1-a) 要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか 注2)	○	○
(1-b) 要精検率を市区町村別に集計しているか 注2)	○	○
(1-c)要精検率を検診機関別に集計しているか 注2)	○	×
(1-d) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか 注1,2)	○	○

4．精検受診率の集計（令和2年度検診分）

※いずれも胸部X線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者別に集計すること

	集団	個別
(1) 精検受診率を集計しているか	○	○
(1-a) 精検受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	○	○
(1-b) 精検受診率を市町村別に集計しているか	○	○
(1-c) 精検受診率を検診機関別に集計しているか	○	×
(1-d)精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか 注1)	○	○
(2) 精検未受診率と未把握率を定義に従って区別して集計しているか 注3)	○	○

5．精密検査結果の集計（令和2年度検診分）

※いずれも胸部X線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者別に集計すること

	集団	個別
(1) 肺がん発見率を集計しているか	○	○
(1-a) 肺がん発見率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	○	○
(1-b) 肺がん発見率を市区町村別に集計しているか	○	○
(1-c) 肺がん発見率を検診機関別に集計しているか	○	×
(1-d) 肺がん発見率を過去の検診受診歴別注1)に集計しているか 注1)	○	○
(2) 臨床病期0～I期の肺がん割合（肺がん発見数に対する臨床病期0～Ⅰ期の肺がん数）を集計しているか	○	○
(2-a) 臨床病期0～I期の肺がん割合を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	○	○
(2-b) 臨床病期0～I期の肺がん割合を市区町村別に集計しているか	○	○
(2-c) 臨床病期0～I期の肺がん割合を検診機関別に集計しているか	○	×
(2-d) 臨床病期0～I期の肺がん割合を過去の検診受診歴別に集計しているか 注1)	○	○
(3)陽性反応適中度を集計しているか	○	○
(3-a) 陽性反応適中度を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	○	○
(3-b) 陽性反応適中度を市区町村別に集計しているか	○	○
(3-c) 陽性反応適中度を検診機関別に集計しているか	○	×
(3-d)陽性反応適中度を過去の検診受診歴別注1)に集計しているか 注1)	○	○

6．偶発性の把握

	集団	個別
(1) 検診中/検診後の重篤な偶発症を把握しているか（※入院治療を要するものとする）	○	○
(2) 検診中/検診後の偶発症による死亡を把握しているか（※がんの見逃しによるものを除く）	○	○
(3) 精密検査中/精密検査後の重篤な偶発症を把握しているか（※例：経皮的肺穿刺や気管支生検による多量出血、検査後の気胸等）	○	○
(4) 精密検査中/精密検査後の偶発症による死亡を把握しているか（※がんの見逃しによるものを除く）	○	○

7．追跡調査

	集団	個別
(1) 発見肺がんの病期/進行度・組織型・治療法について把握しているか	○	○
(2) がん登録を活用して、感度・特異度の算出や、予後調査ができるような体制を作っているか	×	×

8．精度管理評価に関する検討（令和4年度実施分）

	集団	個別
(1) 精度管理評価を行っているか	○	○
(1-a)「市区町村用チェックリスト」の遵守状況を把握し、評価を行っているか 注4)	○	○
(1-b)「検診機関用チェックリスト」の遵守状況を把握し、評価を行っているか 注4)	○	○
(1-c) 令和2年度の市町毎のプロセス指標値を把握し、評価を行っているか 注4)	○	○
(1-d) 令和2年度の検診機関毎のプロセス指標値を把握し、評価を行っているか 注4)	○	×
(2) 評価の低い、もしくは指標に疑義のある市区町村や検診機関に、聞き取り調査や現場訪問を行って、原因を検討しているか （※チェックリストの回答やプロセス指標値に疑問がある場合など）	○	○
(3) 上記の評価結果を踏まえて、精度管理上の課題と改善策を策定しているか	○	○
(4) 評価手法や評価結果の解釈、聞き取り調査の方針、改善策の内容等についてがん部会に諮り、具体的な助言を受けているか	○	

9．評価と改善策のフィードバック（指導・助言）（令和4年度実施分）

	集団	個別
(1) 市区町村に精度管理評価を個別にフィードバックしているか 注5)	○	○
(1-a)「市区町村用チェックリスト」の評価を個別にフィードバックしているか 注5)	○	○
(1-b) 令和2年度の市区町村毎のプロセス指標の評価を個別にフィードバックしているか 注5)	○	○
(1-c) 精度管理に課題のある市区町村に改善策をフィードバックしているか 注5)	○	○
(2) 検診機関に精度管理評価を個別にフィードバックしているか 注5)	○	○
(2-a)「検診機関用チェックリスト」の評価を個別にフィードバックしているか 注5)	○	○
(2-b) 令和2年度の検診機関毎のプロセス指標の評価を個別にフィードバックしているか 注5)	○	×
(2-c) 精度管理に課題のある検診機関に改善策をフィードバックしているか 注5)	○	×
(3) フィードバックの手法や内容についてがん部会に諮り、具体的な助言を受けているか	○	
(4) 前年度までにフィードバックした改善策の実行状況について、市区町村/検診機関へ聞き取り調査等により確認しているか	○	○

10．評価と改善策の公表（令和4年度実施分）

	集団	個別
(1) 精度管理評価をホームページ等で公表しているか 注6)	○	○
(1-a)「市区町村用チェックリスト」の遵守状況と、その評価を公表しているか 注6)	○	○
(1-b) 令和2年度の市区町村毎のプロセス指標値とその評価を公表しているか 注6)	○	○
(1-c)「検診機関用チェックリスト」の遵守状況と、その評価を公表しているか 注6)	○	○
(1-d) 令和2年度の検診機関毎のプロセス指標値とその評価を公表しているか 注6)	○	×
(1-e) 精度管理が要改善の市区町村について、フィードバックした改善策の内容を公表しているか 注6)	○	○
(1-f) 精度管理が要改善の検診機関について、フィードバックした改善策の内容を公表しているか 注6)	○	×
(1-g)「都道府県用チェックリスト」の遵守状況（自己点検結果）を公表しているか	○	○
(1-h) 都道府県としてのプロセス指標値（自己点検結果）を公表しているか	○	○
(2) 公表の手法や内容についてがん部会に諮り、具体的な助言を受けているか	○	

注1) 初回受診者（初回の定義は前年に受診歴がない者）及び逐年検診受診者等の受診歴別

注2) 要精検の定義

胸部X線検査の判定区分が「E」及び読影不能の者、及び喀痰細胞診の判定区分が「D」、「E」の者。問診結果のみでは要精検とはしない。

注3) 精検受診、未受診、未把握の定義

①精検受診：精密検査機関より精密検査結果の報告があったもの。もしくは受診者が詳細（精検日・受診機関・精検法・精検結果の4つ全て）を申告したもの。※

②精検未受診：要精検者が精密検査機関に行かなかったことが判明しているもの（受診者本人の申告及び精密検査機関で受診の事実が確認されないもの）、及び精密検査として不適切な検査（喀痰細胞診要精検者に対する喀痰細胞診の再検のみ等）が行われたもの。

③精検未把握：精密検査受診の有無が分からないもの、及び（精密検査を受診したとしても）精密検査結果が正確に報告されないもの。

※精密検査が継続中で検査結果が確定していないものについては、「地域保健・健康増進事業報告」の「精密検査受診の有無別人数」では「精密検査受診者」とし、精密検査結果の区分としては「肺がんの疑いのある者又は未確定」に計上する。

注4) 全国や他都道府県との比較、市区町村間/検診機関間のばらつきの確認など。

注5) 資料配布や説明会の開催など。

注6) 検診の質について住民が自ら判断できるように分かりやすく公表する必要がある。そのためには市区町村名、検診機関名を付記して公表することが必須である。

集団	個別
60	51
／70	／70